

航空局安全部 安全政策課長
航空機安全課長

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領
(安全関係) I 2.1 における「同等な方法」を示す通達

【目次】

- I. 総則
 - 1. 目的
 - 2. 適用の条件
 - 3. 確認の方法
- II. 航空機の要件
- III. 操縦士の要件
- IV. 業務委託の要件
 - IV-1. 運航に関する業務の委託の要件
 - (1) 受委託の安全性の要件
 - 1. 基本的な考え方
 - 2. 受託者の要件
 - 3. 委託者が行う業務及び責任の範囲
 - 4. 受託者が行う業務及び責任の範囲
 - 5. その他の要件
 - (2) 事業計画、運航管理施設等の検査
 - 1. 事業計画
 - 2. 運航管理施設等の検査
 - 3. 運航基準
 - IV-2. 整備に関する業務の委託の要件
 - (1) 受委託の安全性の要件
 - 1. 基本的な考え方
 - 2. 受託者の要件
 - 3. 委託者が行う業務及び責任の範囲
 - 4. 受託者が行う業務及び責任の範囲
 - 5. その他の要件
 - (2) 事業計画、運航管理施設等の検査
 - 1. 事業計画
 - 2. 運航管理施設等の検査
 - 3. 整備基準

(附則)

I. 総則

1. 目的

この通達は、航空局が航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 123 条及び航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 227 条の規定による航空機使用事業の許可並びに法第 109 条を準用する法第 124 条及び規則第 220 条を準用する規則第 229 条の規定による航空機使用事業の事業計画の変更の認可に係る審査の実施にあたって、当該事業が政府の方針等に基づくとともに先進的技術を用いたものであり、運航・整備を実施できる者が限定期である場合であって、申請者が自ら運航・整備を実施することが困難であるやむを得ない事情によって、「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）」（平成 12 年 1 月 28 日付け空航第 69 号、空機第 68 号。以下「事業許可通達」という。）Ⅲ4. (b)、Ⅲ5.1(c)、Ⅲ7.5 及びⅢ8.4 に示す基準の全てが適用できない場合において、事業許可通達 I 2.1 に基づく「同等な方法」による審査基準の明確化を図ることを目的とする。

2. 適用の条件

この通達は、以下の要件を全て満たす場合において適用される。

(1) 航空機使用事業の許可又は事業計画の変更の認可の申請であること。

(2) 以下に掲げる審査基準の全てが適用できないこと。

①事業許可通達Ⅲ4. 「航空機に関する事項」(b)

②事業許可通達Ⅲ5.1 「航空機乗組員の資格別の数」(c)

③事業許可通達Ⅲ7.5 「運航管理業務の委託」（申請を行う者（以下「申請者」という。）が運航に関する業務を他者に委託する場合に限る。）

④事業許可通達Ⅲ8.4 「整備管理の委託」（申請者が整備に関する業務を他者に委託する場合に限る。）

(3) 政府の方針等に基づくとともに先進的技術を用いた事業であり、運航・整備を実施できる者が限定期であることから、申請者が自ら運航・整備を実施することが困難であるやむを得ない事情がある場合であること。

3. 確認の方法

この通達によることが必ずしも適当でないと認められる場合には、同等以上の安全性が確保できると認められる範囲で、他の方法によることができる。なお、この場合においても、法及び規則の規定に従うものでなければならない。

II. 航空機の要件

航空機は、耐空証明は取得できないものの、法第 11 条但し書きの許可を受けている又は受ける見込みがあること。

III. 操縦士の要件

操縦士は、事業に必要な技能証明は取得できないものの、法第 28 条第 3 項の許可又は法第 87 条の許可を受けている又は受ける見込みがあること。

IV. 業務委託の要件

IV-1. 運航に関する業務の委託の要件

1. 受委託の安全性の要件

(1) 基本的な考え方

本項は、申請者が他者に航空機の運航に関する業務の委託を実施する場合に適用する。なお、本通達における「運航に関する業務の委託」とは、申請者の行う航空機使用事業に関し、運航に関する業務の委託を受けた者（以下、本項において「受託者」

という。) の提供する航空機及び操縦士、運航管理担当者又は運航管理補助者その他の安全要員により、運航に関する業務を委託する申請者(以下、本項において「委託者」という。)の運航基準に基づいて航空機の運航が一括して行われる場合を指すものとし、この場合においても委託者は業務に対する最終的な責任を負うものであり、受託者が行う航空機の運航に関する業務について適切に監督を行う責務を有する。

(2) 受託者の要件

以下の要件を満足する運航業務に係る受託業務責任者及び同担当者を配置すること。

- ① 受託業務責任者にあっては、受託者において管理者として3年以上の経験(又はこれと同等の経験)を有する者であって、運航に関する業務に精通していると認められるものであること。
- ② 受託業務担当者にあっては、受託者において管理者又は管理業務担当者として3年以上の経験を有する者であって、担当する業務に精通していると認められるものであること。
- ③ 航空法規並びに委託者の運航基準に精通していると認められる者であること。

(3) 委託者が行う業務及び責任の範囲

委託者は、受託者が行う運航に関する業務について、以下により適切な委託管理を実施しなければならない。

- ① 責任者及びこれを補佐する者が定められていること。
- ② 委託管理を行うために適切な教育・訓練を受けた人員が適切に配置されていること。
- ③ 委託管理を行う者の責任及び権限が明確となっていること。
- ④ 委託を開始する前に、委託先の能力を審査すること。
- ⑤ 受託者による業務の実施の状況を定期的かつ必要に応じて監査すること等により、受託者が運航基準に従って適切に業務を実施していることを確認し、必要に応じ改善措置を講じること。
- ⑥ 委託開始前の能力審査及び定期監査については「運航管理施設等の検査項目(運航関係)」に掲げられた事項を参考に行うものとし、必要に応じて行う監査については、これらの項目のうち監査の目的に照らして必要のある項目を含むこと。
なお、定期監査の間隔は、1年を目途とする。
- ⑦ 航行業務その他の運航に関する業務の品質を監視すること。
- ⑧ 運航の安全に関する最終的な決定は、委託者が行うものであること。

(4) 受託者が行う業務及び責任の範囲

受託者は、以下の事項を実施しなければならない。

- ① 自らの業務として行う場合と同等の品質により業務を行うこと。このため、操縦士、運航管理担当者又は運航管理補助者その他の安全要員については、自社の運航に適用される基準に基づき訓練審査を受けた者により業務が実施されること。
- ② 業務を適切に行うための体制を維持すること。
- ③ 当該受委託に係る業務について業務の再委託を行う場合は、その再委託先が行う業務についても適切に管理すること。

(5) その他の要件

受委託に係る業務の実施に関し、(3)及び(4)の内容に加え、以下の事項に係る業務及び責任の範囲が契約書等において明確になっていること。

- ① 緊急時の対応
- ② 地上取扱業務

③ 記録の管理及び報告

2. 事業計画、運航管理施設等の検査

(1) 事業計画

- ① 委託者は、自らの事業計画に必要な内容を定めること。
- ② 受託者は、委託者の事業計画に従って運航業務を実施すること。

(2) 運航管理施設等の検査

受託者の使用する施設について、委託者の事業の用に供する施設として検査を受け、これに合格すること。

(3) 運航基準

委託者は、運航基準に「運航に関する業務の委託」に関する項目を設け、以下を規定すること。

- ① 委託先
- ② 運航に関する業務の範囲及び内容の概要
- ③ 委託管理の方法の概要
- ④ その他の委託の方法

IV-2 整備に関する業務の委託の要件

1. 受委託の安全性の要件

(1) 基本的な考え方

本項の要件は、申請者が他者に航空機の整備に関する業務の委託を実施する場合に適用する。なお、本通達における「整備に関する業務の委託」とは、申請者の行う航空機使用事業に関し、整備に関する業務の委託を受けた者（以下、本項において「受託者」という。）により整備に関する業務を委託する申請者（以下、本項において「委託者」という。）の整備基準に基づいて航空機の整備が一括して行われる場合を指すものとし、この場合においても、委託者は業務に対する最終的な責任を負うものであり、受託者が行う航空機の整備について適切に監督を行う責務を有する。

(2) 受託者の要件

①一般的業務実施能力

当該受委託に係る型式の航空機について、整備に関する業務を行う組織と適切な能力を備えた要員を有し、整備基準に従って整備に関する業務を適切に実施できること。

②当該受委託に係る業務実施能力

当該受委託に係る航空機について、整備に関する業務を行う体制を有しており、委託者の事業計画に対応して整備に関する業務を適切に実施する能力に加えて、委託者の運航環境に則した整備プログラムの策定、運用許容基準の運用等航空機使用事業者が本来行うべき整備業に関する業務を適切に行う能力を有すると認められる者であること。

(3) 委託者が行う業務及び責任の範囲

委託者は次の事項に従わなければならない。

- ① 責任者及びこれを補佐する者が定められていること。
- ② 委託管理を行うために適切な教育・訓練を受けた人員が適切に配置されていること。
- ③ 委託管理を行う者の責任及び権限が明確となっていること。
- ④ 受託者の整備プログラム、整備管理の方法、運用許容基準等整備基準が委託者の事業を行うにあたって適切であることを確認するものとする。
- ⑤ 委託を開始する前に、受託者が必要な体制・能力を有していることを審査すること。
- ⑥ 受託者による業務の実施方法を適宜審査するとともに、業務の実施状況について定期的に及び必要に応じて監査を行い、受託者が整備基準に従って業務を実施していることを確認するものとする。また、これらを踏まえて、必要に応じて改善措置を求める。
- ⑦ 当該航空機が適切な者によりメンテナンスリリースされていることを確認すること。
- ⑧ 受託者が整備業務を行うに当たり必要な安全管理・運航・整備に関する方針等を受託者に適確に提供するとともに、日常の不具合発生状況、運用許容基準の適用又は不具合是正措置等の整備状況を把握することにより、受託者が整備に関する業務を適切に行っていることを常時管理・監督すること。
- ⑨ 耐空性改善通報の実施報告については委託者が行わなければならない。また、整備における不具合等の航空局への報告は、委託者が行わなければならない。

(4) 受託者が行う業務及び責任の範囲

受託者は次の事項に従わなければならない。

- ① 受託者は、当該受委託に係る整備に関する業務を実施するに当たって、委託者の定める整備基準に従って整備業務を実施すること。
- ② 受託した業務を総括する者として、整備業務に係る受託業務責任者及び同担当者（当該受委託に係る型式の航空機又は技術的にこれと同等と認められる型式の航空機について事業許可通達Ⅲ.2(e)に定める知識・経験を有するほか、委託者の整備基準、整備システムに精通した者でなければならない。）を指名すること。

（5）その他の要件

受委託に係る業務の実施に関し、（3）及び（4）の内容に加え、以下の事項に係る業務及び責任の範囲が契約書等において明確になっていること。

- ① 緊急時の対応
- ② 地上取扱業務
- ③ 記録の管理及び報告

2. 事業計画、運航管理施設等の検査

（1）事業計画

- ① 委託者は、自らの事業計画に必要な内容を定めること。
- ② 受託者は、委託者の事業計画に従って整備業務を実施すること。

（2）運航管理施設等の検査

受託者の使用する施設について、委託者の事業の用に供する施設として検査を受け、これに合格すること。

（3）整備基準

委託者は、整備基準に「整備に関する業務の委託」に関する項目を設け、以下の事項を規定すること。

- ① 委託先
- ② 整備に関する業務の範囲及び内容
- ③ 委託者が、受託者による業務を管理・監督する方法
- ④ その他委託の方法

附 則（令和4年3月30日）

この通達は、令和4年4月1日から適用する。